

都立松沢病院で確認された30名の状況（昭和25年～昭和38年）

性別	人数	(内訳)								
		年齢				手術申請根拠			病名	
		20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上	不明	4条	12条	不明	精神 分裂病	その他※
男	9	1	5	3	0	7	1	1	6	3
女	21	1	9	9	2	18	2	1	14	7
計	30	2	14	12	2	25	3	2	20	10

※病名のその他は、精神薄弱、てんかん、白痴などである。

	申請理由
1	本患者は別紙診断書の如き精神分裂病であって、現在入院中であるが近日中に退院の予定である。患者は既に二子を上げているが、尚、妻も健在であり、加えて、本疾病を考慮するには社会的にも優生学的にも優生手術を適用する必要があると考えられる。尚、患者の血族に分裂病患者はないが父親がある程度の性格偏向を持っており、父型の祖母が精神病にかかった。
2	右患者は現在精神分裂病の妄想型欠陥状態にあるものであるが、近来病状固定し、家庭に於いて保護、看護することも不可能ではない状態に落ち着いている。そこで今後状況により退院せしめるやうになるかも知れない。その際妊娠をすれば、当人の精神状態に悪影響を及ぼすと共に、子供に遺伝的負因を胎し且子の養育は不可能と思はれるので、優生手術を申請する次第である。尤も患者の家系には他に精神分裂病者は認められない。
3	周期的に悪化、よい状態の時は社会生活も可能。発症後、家庭にある時、男性との性的関係を結ぶ。
4	精神薄弱、生母も精神薄弱。無思慮に異性との交渉。
5	精神分裂病に罹患し現在軽快状態であります。結婚を希望し相手の女性も精神分裂病の軽い欠陥状態にあります。
6	精神分裂病(破瓜型)による症状のため、生活上の脱線行為が多く常時一定の目的もなく無断に外出徘徊することがある。そのような状態なので異性の誘惑に乗ることも多く現在まで妊娠したこともある。一旦症状が軽快して退院せしめても再びこの様な誤りを犯す危険が多いので優生手術を申請する次第である。
7	健康診断書に記載せる如く、本人は精神分裂病の欠陥状態にあり、内閉的で本人の精神内界を察知することが出来ず、外出徘徊して見知らぬ男と肉体関係を結んだ既往歴もあり、優生保護法第4条に当たるものと思われる。
8	優生保護法第4条 ※ 申請理由は上記の記載のみであるが、健康診断書に下記のとおり詳細な記載あり 現在では病像はほぼ固定した陳旧な精神分裂病。一見しては軽い表情態度、特に奇異な点はないが、無遠慮、多弁、生産的な仕事に堪えず、投げやり、積極性の欠除、感情は表面的な明朗性のみで全体としては鈍麻して居る。空漠し、痴虐型の欠陥像である。
9	精神分裂病は一応寛解し、現在は精神薄弱とある程度の欠陥状態像を示しているが、作業療法中も男に強い関心を示し、すぐにそちらに行ってしまう看護者の目から離れた所に行く。日常生活にも性的言動が多い。従って第4条に該当する。
10	精神分裂病。1年に1～2度軽い緊張病性興奮状態になり、3年程前からは、そのたびに性的脱線行為を繰り返し、妊娠して人工中絶を一度やっている。今後もそのおそれが強い。

※当時の申請書には、現在使われていない不適切な表現等がありますが、原文のまま記載しております。